第14号様式（第８条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

（　7　年分）

（ふりがな）
1　政治団体の名称
しんせいにじゅういちのかい
新政２１の会

2　主たる事務所の所在地
福岡県築上郡築上町大字椎田905番地の1

3　代表者の氏名
下田　忠義

4　会計責任者の氏名
久保　智路

連絡先（担当者）　酒井　雅生
（電　話）　090-2500-1309

※　事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

福岡県選挙管理委員会 受付 -8.6.30 第　号 受付時刻　時

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☑ 無
- ☐ 有

（以下は、指定「有」の場合のみ記入）

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　松山　政司
公職の種類　参議院議員
（現職・候補者の別）　現職

資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

※選挙管理委員会使用欄

団体コード（備考３）	年分	整理区分	入力	パ収
0 0 0 0 0		期限内 ☐ 17② ☐ 期限後 ☐ 解散 ☐	表紙 ☐ 内容 ☐	パ支 ☐ 資産 ☐

必須様式（1/4）

（その２）

１　収支の総括表

収　入　総　額	5,500円	①+②
（前年からの繰越額）	0円	①（前年報告書の繰越額）
（本年の収入額）　２　収入項目別金額の内訳　の（１）～（６）の計	5,500円	②（本年の収入）
支　出　総　額	5,500円	③（その13の合計を記入）
翌年への繰越額	0円	①+②−③

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費

金　額	0円	
員　数　（党費又は会費を納入した人の数）	0人	

（２）寄附

ア　寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
（ア）個人からの寄附	0円	内訳を（その７）に記入（寄附者の区分：個人）
（うち特定寄附）	0	
（イ）法人その他の団体からの寄附	0	内訳を（その７）に記入（寄附者の区分：法人その他の団体）
（ウ）政治団体からの寄附	5,500	内訳を（その７）に記入（寄附者の区分：政治団体）
小計（(ア)+(イ)+(ウ)）	5,500	④
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	⑤
合　計　（ア＋イ）	5,500	④+⑤

必須様式（2/4）

（その７）

（７）寄　附　の　内　訳　（寄附者の区分ごとに別葉とすること）		寄附者の区分	☐個人 ☐法人その他の団体 ☑政治団体		
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　額	年月日	住所（団体にあっては主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
自由民主党福岡県参議院選挙区第二支部	5,500	R7.7.28	福岡市中央区天神3-8-20-1F	松山　政司	
本頁上記の小計	5,500				
その他の寄附	0				
合　計	5,500				

※「住所」欄については、県外にあっては都道府県名から、県内にあっては市郡名から記入してください。
（例）東京都港区○○１丁目１－１
神奈川県横浜市中区○○２丁目２－２
福岡市博多区○○３丁目３－３
筑紫郡那珂川町○○４－４

※　同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、内訳を記載すること。なお、5万円以下の寄附であっても、必要に応じて記載して差し支えないが、5万円以下の寄附については、一括してその合計額を「その他の寄附」欄（下から2行目）に記載することができる。

寄附の内訳

（その１３）

３　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考（※）
１　経常経費		「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目（人件費を除く）ごとにその14に内訳を記載すること
（１）　人件費	0	⑥
（２）　光熱水費	0	⑦
（３）　備品・消耗品費	0	⑧
（４）　事務所費	5,500	⑨
小　　計	5,500	⑩（⑥～⑨の計）
２　政治活動費		項目ごとにその15に内訳を記載すること
（１）　組織活動費	0	⑪
（２）　選挙関係費	0	⑫
（３）　機関紙誌の発行その他の事業費	0	⑬（ア＋イ＋ウ＋エ）
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
（４）　調査研究費	0	⑭
（５）　寄附・交付金	0	⑮
（６）　その他の経費	0	⑯
小　　計	0	⑰（⑪～⑯の計）
合　　計	5,500	⑩＋⑰

※　支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄に記入し、併せてその内訳を様式その１６により報告すること。

☆支出がある場合には、本様式は必須となる。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分　事務所費

支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
本頁上記の小計	0				
その他の支出	5,500				
合計	5,500				

※ この様式は、「国会議員関係政治団体」又は「資金管理団体」である期間中に係る人件費以外の経常経費の支出について記載するものであること。

※ 「項目別区分」欄には、その１３「１経常経費」中の(2)～(4)のいずれかの項目名を記載すること。

※ １件５万円以上の支出は、個々の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず１件１万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

１　資産等の総括表

資　産　等　の　有　無			
項　目　別　区　分	有(※)	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

※　有の場合、その内訳を（その18）に記入すること。

必須様式（3/4）

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□ １　領収書等の写し

□ ２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑ ３　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日
令和８年　５月　２８日

政治団体の名称　新政２１の会

会計責任者の氏名　久保　智路　久保

※ **以下は解散日の属する年の収支報告書（解散届に添付する収支報告書）のみ記入すること。**

代表者の氏名　　印

（備考）「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署すること。
解散する年の収支報告書である場合には、「代表者の氏名」欄にも記名押印又は署名をすること。なお、署名の場合には、必ず代表者本人が自署すること。
宣誓日は、必ず記載し提出すること。

必須様式(4/4)

政治資金監査報告書

令和８年５月２６日

新政２１の会
代表　下田　忠義　殿

登録政治資金監査人　志村俊郎
登　録　番　号　第　２０１８　号
研修修了年月日　平成２１年７月１０日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、新政２１の会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断したため、新政２１の会の従たる事務所（福岡県福岡市中央区天神３丁目８番20号１Ｆ）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定す

る収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

新政２１の会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、新政２１の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上